○経済産業省告示第六十五号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十四条第二項の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第六十八号（登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月十日

経済産業大臣　武藤　容治

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
登録免許税法別表第一第百四号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類 1　登録免許税法別表第一第百四号（一）から（十）までに掲げる登録、許可及び認定に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録、許可又は認定をした日から一月を経過する日とする。 2　登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先ごとに、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 一・二　（略） 3　登録免許税法別表第一第百四号（十）に掲げる認定に係る同法第二十四条第一項の書類は、様式第三によるものとする。	登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限及び書類 1　登録免許税法別表第一第百四号（一）から（九）までに掲げる登録及び許可に係る同法第二十四条第一項の登録免許税の納付の期限は、当該登録又は許可をした日から一月を経過する日とする。 2　前項の登録及び許可に係る登録免許税法第二十四条第一項の書類は、次の各号に掲げる提出先ごとに、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。 一・二　（略） （新設）

様式第二の次に次の様式を加える。

様式第３

（表）

登録免許税納付届

年　月　日

経済産業大臣　殿

住　所

氏　名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第55条の３の認定について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第24条第１項の規定により、領収証書を提出します。

1　当該認定に係る組織の名称

2　当該認定の年月日

3　当該認定の番号

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（裏）

領収証書貼付け欄